



ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

令和元年の外国人労働者数は約166万人で過去最多を更新

厚生労働省がこのほど発表した「外国人雇用状況」の届出状況によりますと、令和元年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は24万2608カ所（対前年同期比12.1%増）で、外国人労働者数は165万8804人（同13.6%増）だったことが分かりました。外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者数ともに、平成19年に外国人雇用状況の届出が義務化されて以来、過去最多の数値を更新しました。

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、全ての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、ハローワークへ届け出ることを義務付けています。外国人労働者数の増加の要因は、政府推進の高度外国人材や留学生の受入れの進展、雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格者の就労増加、技能実習制度の活用の進展等が背景にあるとみられています。

外国人労働者を国籍別にみると、「中国」が41万8327人（構成比25.2%）で最も多く、次いで、「ベトナム」40万1326人（同24.2%）、「フィリピン」17万9685人（同0.8%）の順に続きます。特に、「ベトナム」については対前年同期比8万4486人（26.7%）増と大きく増加したほか、「インドネシア」（5万1337人）が同23.4%増、「ネパール」（9万1770人）についても同12.5%増と大幅増加となっています。

また、在留資格別にみると、永住者や日本人の配偶者など「身分に基づく在留資格」が全体の32.1%を占め、次いで、「技能実習」が23.1%、留学を含む「資格外活動」が22.5%、教授や芸術、研究、医療などの「専門的・技術分野の在留資格」が19.8%でした。「技能実習」は38万3978人で前年同期比24.5%増加し、「専門的・技術分野の在留資格」も32万9034人で18.9%増加しています。

事業所数を都道府県別にみると、「東京」が26.6%を占め最多、「愛知」8.0%、「大阪」7.3%の順に続きます。産業別では、「製造業」が20.4%を占め最多、次いで「卸売業、小売業」17.4%、「宿泊業、飲食サービス業」14.2%、「建設業」10.7%、「サービス業（他に分類されないもの）」8.0%でした。「製造業」の割合は前年同期比で0.3%減少の一方、「卸売・小売業」は0.4%増加、「建設業」は1.3%増加となっています。

* 詳細はこちらからご確認いただけます。

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和元年10月末現在) (厚生労働省 令和2年1月31日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09109.html